等の受給権者について、第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定又は決定（以下この項において「改定等」という。）が行われた日の属する月前の月分の標準報酬月額の改定等の請求があつた場合（次号に掲げる被保険者期間を除く。）　六十五歳に達した日の属する月前の被保険者期間

二　六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金の受給権者（次号に掲げる被保険者期間及び当該受給権者がその権利を取得した日以後に被保険者であつた期間を除く。）　当該受給権者の老齢年金等の受給権者となつた日の属する月前の被保険者期間

三　六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた場合にあつては、同項の規定による改定又は決定後の標準報酬月額に係る被保険者の資格を最後に取得した日以後に被保険者であつた期間を除く。）　六十五歳に達した日の属する月前の被保険者期間

四　六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた場合にあつては、同項の規定による改定又は決定後の標準報酬月額に係る被保険者の資格を最後に取得した日以後に被保険者であつた期間を除く。）　六十五歳に達した日の属する月前の被保険者期間

五　六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた場合にあつては、同項の規定による改定又は決定後の標準報酬月額に係る被保険者の資格を最後に取得した日以後に被保険者であつた期間を除く。）　当該受給権者の老齢年金等の受給権者となつた日の属する月前の被保険者期間

改定する。

一　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定又は決定（以下この項において「改定等」という。）が行われた場合にあつては、同項の規定による改定又は決定後の標準報酬月額の改定等の請求があつた日の属する月前の被保険者期間を除く。）について、第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた後、更に被保険者の資格の取得から三号分の標準報酬月額の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）　同条第四項の規定により被保険者の資格を最後に喪失した日以後にお

二　六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた場合にあつては、同項の規定による改定後の標準報酬月額に係る被保険者の資格を最後に取得した日以後に被保険者であつた期間を除く。）　当該受給権者の老齢年金等の受給権者となつた日の属する月前の被保険者期間

三　六十五歳未満の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた場合にあつては、同項の規定による改定後の標準報酬月額に係る被保険者の資格を最後に取得した日以後に被保険者であつた期間を除く。）　当該受給権者がその権利を取得した日以後に被保険者であつた期間

四　六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた場合にあつては、同項の規定による改定後の標準報酬月額に係る被保険者の資格を最後に取得した日以後に被保険者であつた期間を除く。）　六十五歳に達した日の属する月前の被保険者期間

五　六十五歳以上の被保険者であつて、旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた場合にあつては、同項の規定による改定後の標準報酬月額に係る被保険者の資格を最後に取得した日以後に被保険者であつた期間を除く。）　当該受給権者の老齢年金等の受給権者となつた日の属する月前の被保険者期間

改定する。

一　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定又は決定（以下この項において「改定等」という。）が行われた場合にあつては、同項の規定による改定又は決定後の標準報酬月額の改定等の請求があつた日の属する月前の被保険者期間を除く。）について、第七条第三項の規定により標準報酬月額の改定等が行われた後、更に被保険者の資格の取得から三号分の標準報酬月額の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）　同条第四項の規定により被保険者の資格を最後に喪失した日以後における被保険者期間